

# 令和7年分 所得税・村県民税の申告相談のおしらせ

今年度も役場での申告相談会場を開設します。対象となる方は期間内に会場へお越しください。

## 期間

令和8年2月13日(金)～3月16日(月)まで ※土日祝日を除く  
 ▶ 3月1日(日)の午前中のみ休日受付を行います。

## 時間

【受付】 ●午前 8:30-11:20 ●午後 1:00-4:00  
 ※会場での受付の際、相談時間の指定が出来るようになりました。(電話予約不可)  
 【相談】 ●午前 8:40-11:40 ●午後 1:10-4:30

## 会場

役場2階 中会議室

※役場正面玄関は午前8時すぎに開きます。申告会場が開くまでは、会場前の椅子にお掛けになってお待ちください。



## 相談日程・割当地区

月	日	曜	割当地区			
			午前		午後	
2	13	金	地区優先	長 沢 ・ 上 佐 原	地区優先	下 佐 原 ・ 笹 久 保
	16	月	地区優先	寺 島 一 ・ 寺 島 二 ・ 本 村 千 駄 木 ・ 奥 内	地区優先	壬 生 沢 北 ・ 壬 生 沢 東 壬 生 沢 南 ・ 壬 生 沢 西
	17	火	地区優先	駒 沢 ・ 堂 平 ・ 東 上 垣 外 ・ 菖 蒲 ケ 沢	地区優先	胡 芝 ・ 西 部 ・ 中 宮
	18	水		滝 川 ・ 北 垣 外		筏 ・ 市 ノ 沢
	19	木		八 王 子		寺 垣 外
	20	金		中 部 三 ・ 中 部 二		中 部
	24	火		地 蔵 道		中 芝 ・ 中 平
	25	水		柿 外 土		北 村
	26	木		城		北 市 場 一
	27	金		北 市 場 二		北 市 場 三 ・ 豊 丘 団 地
3	1	日	平日の申告が困難な方			
	2	月	南 市 場		山 田	
	3	火	林 原		木 門	
	4	水	林 里 一		林 里 二	
	5	木	上 村		北 入	
	6	金	古 畑 ・ 古 瀬		上 市 場	
	9	月	下 市 場			
	10	火	小 園			
	11	水	伴 野 原 ・ 大 柏			
	12	木	地区割り当て日に来られない方			
13	金					
16	月					

※地区割り当て日にご都合が悪い方は、別日にお越しいただいても構いません。  
 但し、2月13日・16日・17日は割当地区の方を優先してご案内いたします。割当地区以外の方はお越しいただいた順番に関わらず、相談が最後になりますのでご注意ください。

## 申告要否フローチャート | 自分は申告が必要？

Q 令和7年中に収入がありましたか？	
はい	Q 給与や年金以外に、事業・農業・不動産等の所得がありますか？
はい	申告が必要です(※2)
いいえ	
Q 以下のいずれかに当てはまりますか？	
<input type="checkbox"/> 新たに医療費控除やふるさと納税等の控除を追加したい <input type="checkbox"/> 公的年金と給与両方の収入がある <input type="checkbox"/> 400万円を超える公的年金収入がある <input type="checkbox"/> 年末調整をしていない <input type="checkbox"/> 複数の勤務先からの給与がある <input type="checkbox"/> 2,000万円を超える給与収入がある	
はい	申告が必要です(※2)
いいえ	申告不要です
いいえ	Q 村内にお住まいの家族の「税制上の扶養」に入っていますか？
はい	申告不要です
いいえ	申告が必要です(※1)

※1 収入がない場合も、非課税証明書の発行や国民健康保険税(軽減判定)の算定、福祉サービス受給のために村県民税の申告が必要な場合があります。

※2 主たる給与や公的年金以外の所得が20万円以下の場合、所得税(国税)の確定申告は不要ですが、村県民税(住民税)の申告は必要な場合があります。

## 以下の申告は、役場ではお受けできません！

- 土地、建物、株式等の譲渡所得のある方(収用の特例を除く)
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の1年目(初回)の申告
- 住宅耐震改修・特定改修などの特別控除の申告
- 青色申告・繰越損失の申告       準確定申告(亡くなられた方の申告)
- 消費税申告やインボイスに関するご相談

該当される方は、以下の申告方法や税理士への依頼などをご検討ください。

「e-Tax」で電子申告	国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して、スマホやパソコンから、いつでも申告書の作成・提出ができます。	作成コーナー 
飯田税部署で確定申告	令和8年2月16日(月)-3月16日(月) ※土日祝日除く 入場券は国税庁 LINE 公式アカウントで事前発行可能です。	

## 申告相談の際に必要なもの

- 「マイナンバーカード」または「マイナンバー確認書類+本人確認書類」
  - 還付金受取等のための口座情報がわかるもの(申告者本人名義のもの)
  - 「確定申告のおしらせ」ハガキ(税務者から送付された方のみ)
  - 令和7年中の収入を明らかにできる書類(源泉徴収票、収支計算表、帳簿書類等)
  - 各種控除を受けるための証明書類(各種保険料支払証明書、医療費控除の明細書※、障害者手帳など障害の等級が確認できるもの、寄附金受領証明書、税務署が交付する住宅借入金等特別控除額の計算明細書、借入金の年末残高証明書 等)
- ※医療費控除を受ける方は、医療費の金額と保険等で補てんされた金額を、人・医療機関ごと集計した明細書を、必ず作成してお持ちください。

